

◆通所型サービス(独自)サービスコード表

■ 川口市で使用しないコードには色を付けています

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	通所型サービス費 (独自)	事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割		54 単位	54	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割		111 単位	111	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位	378	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス2回数	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位	389		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から		376 単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2	利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合		752 単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225 単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		150 単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150 単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	選択的	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2	サービス複		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3	数実施加算		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120 単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ11	サービス提供体制	(1) サービス提供体制	事業対象者(週1回程度)・要支援1	72 単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ12	強化加算	強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者(週2回程度)・要支援2	144 単位加算	144
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制	事業対象者(週1回程度)・要支援1	48 単位加算	48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ22		強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者(週2回程度)・要支援2	96 単位加算	96
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制	事業対象者(週1回程度)・要支援1	24 単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		強化加算(Ⅱ)	事業対象者(週2回程度)・要支援2	48 単位加算	48
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算	
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算	
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	通所型サービス費 (独自)	事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,647 単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		54 単位			38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		111 単位			78	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		265	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	通所型サービス費 (独自)	事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,647 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠		54 単位			38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		111 単位			78	1日につき
A6	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		265	1回につき
A6	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		272	

◆通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表

●1割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A7	1001	【1割】通所A緩和サービス	通所型サービス費	事業対象者 要支援1	329	1回につき		
A7	1002	【1割】通所A緩和サービス同一建物		要支援2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 - 94単位		235	
A7	1003	【1割】通所A緩和サービス定超人欠		329単位	定員超過又は介護職員が欠員の場合 × 70%		230	
A7	1004	【1割】通所A緩和サービス同一建物・定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 × 70% - 94単位		136	
A7	1005	【1割】通所A緩和運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225	1月につき	
A7	1006	【1割】通所A緩和事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120		
A7	1007	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰイ1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1	事業対象者(週1回程度)要支援1	72単位加算		72
A7	1008	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰイ2		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2	事業対象者(週2回程度)要支援2	144単位加算		144
A7	1009	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰロ1		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1	事業対象者(週1回程度)要支援1	48単位加算		48
A7	1010	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰロ2		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2	事業対象者(週2回程度)要支援2	96単位加算		96
A7	1011	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1	事業対象者(週1回程度)要支援1	24単位加算		24
A7	1012	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ2		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2	事業対象者(週2回程度)要支援2	48単位加算		48
A7	1031	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ サービス分		介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	19	1回につき
A7	1032	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 同一建物サービス分			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	13		
A7	1033	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用		13			
A7	1034	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 同一建物・定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		8			
A7	1035	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用		13	1月につき		
A7	1036	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 評価加算分	事業所評価加算算定時に使用		7			
A7	1037	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用	4			
A7	1038	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用	8			
A7	1039	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用	2			
A7	1040	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用	5			
A7	1041	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用	1			
A7	1042	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用	2			

※サービス費の算定回数の上限
 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 1割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A7	1061	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	14	1回につき	
A7	1062	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	10			
A7	1063	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	9			
A7	1064	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5			
A7	1065	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	9	1月につき		
A7	1066	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	5			
A7	1067	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰイ1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		3	
A7	1068	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰイ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		6	
A7	1069	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰロ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		2	
A7	1070	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰロ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		4	
A7	1071	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅱ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		1			
A7	1072	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅱ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		2			
A7	1091	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用		7	1回につき
A7	1092	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5			
A7	1093	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	5			
A7	1094	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	3			
A7	1095	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	5	1月につき		
A7	1096	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	2			
A7	1097	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰイ1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1	
A7	1098	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰイ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		3	
A7	1099	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰロ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		1	
A7	1100	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰロ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		2	
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅱ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0			
A7	1102	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅱ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		1			

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 1割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A7	1121	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅳ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	6	1回につき		
A7	1122	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	4				
A7	1123	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	4				
A7	1124	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2				
A7	1125	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	4	1月につき			
A7	1126	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	2				
A7	1127	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰイ1分		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1128	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰイ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		2		
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰロ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		0		
A7	1130	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰロ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		1		
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0				
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		0				
A7	1141	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅴ		サービス分		減算なしのサービス算定時に使用	6	1回につき
A7	1142	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ同一建物サービス分			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		4		
A7	1143	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	4				
A7	1144	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2				
A7	1145	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	4	1月につき			
A7	1146	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	2				
A7	1147	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰイ1分		サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1148	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰイ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		2		
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰロ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		0		
A7	1150	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰロ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		1		
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅱ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0				
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅱ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		0				

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

◆通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表

●2割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A7	1201	【2割】通所A緩和サービス	通所型サービス費	事業対象者 要支援1	329	1回につき		
A7	1202	【2割】通所A緩和サービス同一建物		要支援2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 - 94単位		235	
A7	1203	【2割】通所A緩和サービス定超人欠		329単位	定員超過又は介護職員が欠員の場合 × 70%		230	
A7	1204	【2割】通所A緩和サービス同一建物・定超人欠			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 × 70% - 94単位		136	
A7	1205	【2割】通所A緩和運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225	1月につき	
A7	1206	【2割】通所A緩和事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120		
A7	1207	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰイ1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1	事業対象者(週1回程度)要支援1	72単位加算		72
A7	1208	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰイ2		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2	事業対象者(週2回程度)要支援2	144単位加算		144
A7	1209	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰロ1		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1	事業対象者(週1回程度)要支援1	48単位加算		48
A7	1210	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰロ2		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2	事業対象者(週2回程度)要支援2	96単位加算		96
A7	1211	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1	事業対象者(週1回程度)要支援1	24単位加算		24
A7	1212	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ2		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2	事業対象者(週2回程度)要支援2	48単位加算		48
A7	1231	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ サービス分		介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	19	1回につき
A7	1232	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 同一建物サービス分				事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	13	
A7	1233	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 定超人欠サービス分			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	13		
A7	1234	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 同一建物・定超人欠サービス分			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	8		
A7	1235	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 運動加算分			運動器機能向上加算算定時に使用	13	1月につき	
A7	1236	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 評価加算分			事業所評価加算算定時に使用	7		
A7	1237	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用	4			
A7	1238	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用	8			
A7	1239	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用	2			
A7	1240	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用	5			
A7	1241	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用	1			
A7	1242	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用	2			

※サービス費の算定回数の上限
 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 2割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A7	1261	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	14	1回につき	
A7	1262	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	10			
A7	1263	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	9			
A7	1264	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5			
A7	1265	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用		9	1月につき	
A7	1266	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 評価加算分		事業所評価加算算定時に使用		5		
A7	1267	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		3		
A7	1268	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		6		
A7	1269	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		2		
A7	1270	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		4		
A7	1271	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		1		
A7	1272	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		2		
A7	1291	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	7		1回につき
A7	1292	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5			
A7	1293	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	5			
A7	1294	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	3			
A7	1295	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用		5	1月につき	
A7	1296	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 評価加算分		事業所評価加算算定時に使用		2		
A7	1297	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1298	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		3		
A7	1299	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		1		
A7	1300	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		2		
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0		
A7	1302	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		1		

※サービス費の算定回数の上限
 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 2割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A7	1321	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅳ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	6	1回につき		
A7	1322	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	4				
A7	1323	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	4				
A7	1324	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2				
A7	1325	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用		4	1月につき		
A7	1326	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用		2			
A7	1327	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1			
A7	1328	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		2			
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		0			
A7	1330	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		1			
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0			
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		0			
A7	1341	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴサービス分		介護職員処遇改善加算Ⅴ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用		6	1回につき
A7	1342	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ同一建物サービス分			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	4			
A7	1343	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ定超人欠サービス分			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	4			
A7	1344	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ同一建物・定超人欠サービス分			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2			
A7	1345	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用		4	1月につき		
A7	1346	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用		2			
A7	1347	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1			
A7	1348	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		2			
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		0			
A7	1350	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		1			
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0			
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		0			

※サービス費の算定回数の上限
 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

◆通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表

●3割負担者用(平成30年8月から使用)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位								
種類	項目													
A7	1401	【3割】通所A緩和サービス	通所型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2	329	1回につき								
A7	1402	【3割】通所A緩和サービス同一建物		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 - 94単位	235									
A7	1403	【3割】通所A緩和サービス定超人欠		329単位 定員超過又は介護職員が欠員の場合 × 70%	230									
A7	1404	【3割】通所A緩和サービス同一建物・定超人欠		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 × 70% - 94単位	136									
A7	1405	【3割】通所A緩和運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	1月につき								
A7	1406	【3割】通所A緩和事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算									
A7	1407	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰイ1	サービス提供体制 強化加算	サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)イ1	事業対象者(週1回程度) 要支援1	72単位加算	72							
A7	1408	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰイ2		サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)イ2	事業対象者(週2回程度) 要支援2	144単位加算		144						
A7	1409	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰロ1		サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)ロ1	事業対象者(週1回程度) 要支援1	48単位加算			48					
A7	1410	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰロ2		サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)ロ2	事業対象者(週2回程度) 要支援2	96単位加算				96				
A7	1411	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ1		サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)1	事業対象者(週1回程度) 要支援1	24単位加算					24			
A7	1412	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ2		サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)2	事業対象者(週2回程度) 要支援2	48単位加算						48		
A7	1431	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ サービス分		介護職員処遇改善 加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用							19	1回につき
A7	1432	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 同一建物サービス分			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	13								
A7	1433	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用		13									
A7	1434	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 同一建物・定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		8									
A7	1435	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用		13	1月につき								
A7	1436	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 評価加算分	事業所評価加算算定時に使用		7									
A7	1437	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		4							
A7	1438	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰイ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		8									
A7	1439	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰロ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用	2										
A7	1440	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅰロ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用	5										
A7	1441	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅱ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用	1										
A7	1442	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ 体制加算Ⅱ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用	2										

※サービス費の算定回数の上限
 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 3割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A7	1461	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	14	1回につき	
A7	1462	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	10			
A7	1463	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	9			
A7	1464	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5			
A7	1465	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用		9	1月につき	
A7	1466	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 評価加算分		事業所評価加算算定時に使用		5		
A7	1467	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		3		
A7	1468	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		6		
A7	1469	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		2		
A7	1470	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		4		
A7	1471	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		1		
A7	1472	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		2		
A7	1491	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	7		1回につき
A7	1492	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5			
A7	1493	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	5			
A7	1494	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	3			
A7	1495	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用		5	1月につき	
A7	1496	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 評価加算分		事業所評価加算算定時に使用		2		
A7	1497	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1498	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		3		
A7	1499	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		1		
A7	1500	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		2		
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0		
A7	1502	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		1		

※サービス費の算定回数の上限
 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 3割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A7	1521	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅳ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	6	1回につき		
A7	1522	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	4				
A7	1523	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	4				
A7	1524	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2				
A7	1525	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用		4	1月につき		
A7	1526	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用		2			
A7	1527	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1			
A7	1528	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		2			
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		0			
A7	1530	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		1			
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0			
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		0			
A7	1541	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴサービス分		介護職員処遇改善 加算Ⅴ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用		6	1回につき
A7	1542	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ同一建物サービス分			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	4			
A7	1543	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ定超人欠サービス分			定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	4			
A7	1544	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ同一建物・定超人欠サービス分			定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2			
A7	1545	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用		4	1月につき		
A7	1546	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用		2			
A7	1547	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1			
A7	1548	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		2			
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		0			
A7	1550	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		1			
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0			
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		0			

※サービス費の算定回数の上限
 事業対象者 月10回まで
 要支援1 月5回まで
 要支援2 月10回まで